

		要介護被保険者又は居宅要支援 被保険者の区分	居室等の区分	額
二	(略)	(略)	(略)	
		従来型個室 (老健・医療院等)	(略)	
		多床室 (老健・医療院等)	(略)	
		従来型個室 (老健・医療院等)	(略)	
		多床室 (老健・医療院等)	(略)	
		多床室 (老健・医療院等)	(略)	
		多床室 (老健・医療院等)	(略)	

(介護保険法)のⅢ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(iii)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(iii)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくはⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定すべき者が利用する療養室(介護老人保健施設等の療養室にあっては、指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの及び口の注8、指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注7又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注6の室料相当額控除を算定している介護老人保健施設等に係るものを受け、介護医療院等の療養室にあっては、指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのイから(7)までの注9、指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のホ(1)から(7)までの注8又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のホ(1)から(6)までの注7の室料相当額控除を算定している介護医療院等に係るもの(又は病室をいう。)を除く。)又は病室をいう。

(介護保険法)第五十二条の三第三項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百四十四号)の一部を次の表のよう改定する。

(傍線部分は改正部分)

		要介護被保険者又は居宅要支援 被保険者の区分	居室等の区分	額
二	(略)	(略)	(略)	
		従来型個室 (老健・療養等)	(略)	
		多床室 (老健・療養等)	(略)	
		従来型個室 (老健・療養等)	(略)	
		多床室 (老健・療養等)	(略)	
		従来型個室 (老健・療養等)	(略)	
		多床室 (老健・療養等)	(略)	

(介護保険法)のⅢ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(iii)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(iii)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)、Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくはⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定すべき者が利用する療養室(介護老人保健施設等の療養室にあっては、指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの及び口の注8、指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注7又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注6の室料相当額控除を算定している介護老人保健施設等に係るものを受け、介護医療院等の療養室にあっては、指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのイから(7)までの注9、指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のホ(1)から(7)までの注8又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のホ(1)から(6)までの注7の室料相当額控除を算定している介護医療院等に係るもの(又は病室をいう。)を除く。)又は病室をいう。

(介護保険法)第五十二条の三第三項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部改定(平成十七年厚生労働省告示第四百四十四号)の一部を次の表のよう改定する。

二 (略)	要介護被保険者又は居宅要支援 被保険者の区分	一 (略)	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百七十円	額	改 正 後		
						改	正	後
多床室 (老健・医療院等)	多床室 (老健・医療院等)	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	一日につき八百八十円	円	一 (略)	改	正
多床室 (老健・医療院等)	多床室 (老健・医療院等)	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	一日につき五百五十円	円	一 (略)	改	正
ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	一日につき五百五十円	円	一 (略)	改	正

第三十三条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を次の表のように改正する。
 四 この表において「従来型個室 (老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室 (老健・医療院等) をいう。
 五 (略)
 六 この表において「多床室 (老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室 (老健・医療院等) をいう。

二 (略)	要介護被保険者又は居宅要支援 被保険者の区分	一 (略)	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百七十円	額	改 正 前		
						改	正	前
多床室 (老健・医療院等)	多床室 (老健・医療院等)	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	一日につき八百八十円	円	一 (略)	改	正
多床室 (老健・医療院等)	多床室 (老健・医療院等)	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	一日につき五百七十円	円	一 (略)	改	正
ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	一日につき五百五十円	円	一 (略)	改	正

三 (略)	従来型個室 (老健・医療院等)	(略)	改 正 後		
			改	正	後
多床室 (老健・医療院等)	多床室 (老健・医療院等)	(略)	一 (略)	改	正
多床室 (老健・医療院等)	多床室 (老健・医療院等)	(略)	一 (略)	改	正
ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	(略)	一 (略)	改	正

要介護被保険者又は居宅要支援 被保険者の区分		居室等の区分		額
一	(略)	(略)	(略)	
多床室Ⅰ (特養等)	多床室Ⅱ (老健・医療院等)	多床室Ⅲ (老健・医療院等)	一日につき四百三十円	一日につき四百三十円
多床室Ⅰ (特養等)	多床室Ⅱ (老健・医療院等)	多床室Ⅲ (老健・医療院等)	一日につき四百三十円	一日につき四百三十円
(略)	(略)	一日につき零円		
多床室Ⅲ (老健・医療院等)	多床室Ⅱ (老健・医療院等)	多床室Ⅰ (特養等)		
(略)	(略)	(略)		
三	二	一	(略)	

要介護被保険者又は居宅要支援 被保険者の区分		居室等の区分		額
一	(略)	(略)	(略)	
多床室Ⅰ (特養等)	多床室Ⅱ (老健・医療院)	多床室Ⅲ (老健・医療院等)	一日につき四百三十円	一日につき四百三十円
多床室Ⅰ (特養等)	多床室Ⅱ (老健・医療院)	多床室Ⅲ (老健・医療院等)	一日につき四百三十円	一日につき四百三十円
(略)	(略)	一日につき四百三十円		
多床室Ⅲ (老健・医療院等)	多床室Ⅱ (老健・医療院等)	多床室Ⅰ (特養等)		
(略)	(略)	(略)		
三	二	一	(略)	

要介護被保険者又は居宅要支援 被保険者の区分		居室等の区分		額
一	(略)	(略)	(略)	
多床室 (老健・医療院等)	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	一日につき五百五十円	一日につき四百八十円
多床室 (老健・医療院等)	ユニット型個室 (特養等)	ユニット型個室	一日につき三百八十円	一日につき四百三十円
(略)	(略)	(略)		
三	(略)	(略)	(略)	

要介護被保険者又は居宅要支援 被保険者の区分		居室等の区分		額
一	(略)	(略)	(略)	
多床室 (老健・医療院等)	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	一日につき五百二十円	一日につき四百九十円
多床室 (老健・医療院等)	ユニット型個室 (特養等)	ユニット型個室	一日につき三百二十円	一日につき三百七十円
(略)	(略)	(略)		
三	(略)	(略)	(略)	

第三十四条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

要介護被保険者又は居宅要支援 被保険者の区分		居室等の区分		額
一	(略)	(略)	(略)	
多床室Ⅰ (特養等)	多床室Ⅱ (老健・医療院)	多床室Ⅲ (老健・医療院等)	一日につき四百三十円	一日につき四百三十円
多床室Ⅰ (特養等)	多床室Ⅱ (老健・医療院)	多床室Ⅲ (老健・医療院等)	一日につき四百三十円	一日につき四百三十円
(略)	(略)	一日につき四百三十円		
多床室Ⅲ (老健・医療院等)	多床室Ⅱ (老健・医療院等)	多床室Ⅰ (特養等)		
(略)	(略)	(略)		
三	二	一	(略)	

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下「居住費等の負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者(法第四十条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

備考

一〇四 (略)

五 この表において「多床室I (特養等)」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室I (特養等)をいう。

六 この表において「多床室II (老健・医療院)」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室II (老健・医療院)をいう。

七 この表において「多床室III (老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考七に規定する多床室III (老健・医療院等)をいう。

(介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
第三十五条 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
 平成十七年厚生労働省告示第四百十六号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
--	---	---	---

区分	額
ユニット型個室	一日につき二千六十六円
ユニット型個室的多床室	一日につき千七百二十八円
従来型個室	一日につき千二百三十一円
多床室	一日につき九百十五円

区分	額
ユニット型個室	一日につき二千六十六円
ユニット型個室的多床室	一日につき千七百二十八円
従来型個室	一日につき千二百三十一円
多床室	一日につき九百十五円

備考

一〇四 (略)

(介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部改正)

第三十六条 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
--	---	---	---

所得の区分	居室の区分	額
ユニット型個室	ユニット型個室	一日につき千三百七十円
ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百七十円

備考

一〇四 (略)

五 この表において「多床室 (特養等)」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室 (特養等)をいう。

六 この表において「多床室 (老健・医療院)」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室 (老健・医療院)をいう。

七 この表において「多床室 (老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考七に規定する多床室 (老健・医療院等)をいう。

(介護保険法施行法第百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(以下「居住費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
 平成十七年厚生労働省告示第四百十八号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
--	---	---	---

所得の区分	居室の区分	額
ユニット型個室	ユニット型個室	一日につき千三百十円
ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百十円

		四 (略)	三 (略)	二 (略)	
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	従来型個室
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	従来型個室
一日につき四百八十円。 ただし、次に掲げる場合 にあつては、それぞれ次 に掲げる額とする。	一日につき三百七十円 一日につき千三百七十円 一日につき四百三十円 一日につき八百六十円	一日につき八百六十円 一日につき五百五十円 一日につき四百八十円 一日につき三百七十円	一日につき八百三十円 一日につき五百五十円 一日につき四百八十円 一日につき三百七十円	一日につき八百三十円 一日につき五百五十円 一日につき四百八十円 一日につき三百七十円	一日につき八百三十円 一日につき五百五十円 一日につき四百八十円 一日につき三百七十円
一日につき四百八十円。 ただし、次に掲げる場合 にあつては、それぞれ次 に掲げる額とする。	一日につき三百七十円 一日につき千三百七十円 一日につき四百三十円 一日につき八百六十円	一日につき八百三十円 一日につき五百五十円 一日につき四百八十円 一日につき三百七十円	一日につき八百三十円 一日につき五百五十円 一日につき四百八十円 一日につき三百七十円	一日につき八百三十円 一日につき五百五十円 一日につき四百八十円 一日につき三百七十円	一日につき八百三十円 一日につき五百五十円 一日につき四百八十円 一日につき三百七十円

		四 (略)	三 (略)	二 (略)	
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	従来型個室
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	従来型個室
一日につき四百二十円。 ただし、次に掲げる場合 にあつては、それぞれ次 に掲げる額とする。	一日につき三百十円 一日につき千三百十円 一日につき四百三十円 一日につき八百二十円	一日につき四百二十円 一日につき五百五十円 一日につき四百二十円 一日につき三百十円	一日につき四百二十円 一日につき五百五十円 一日につき四百二十円 一日につき三百十円	一日につき四百二十円 一日につき五百五十円 一日につき四百二十円 一日につき三百十円	一日につき四百二十円 一日につき五百五十円 一日につき四百二十円 一日につき三百十円
一日につき四百二十円。 ただし、次に掲げる場合 にあつては、それぞれ次 に掲げる額とする。	一日につき三百十円 一日につき千三百十円 一日につき四百三十円 一日につき八百二十円	一日につき四百二十円 一日につき五百五十円 一日につき四百二十円 一日につき三百十円	一日につき四百二十円 一日につき五百五十円 一日につき四百二十円 一日につき三百十円	一日につき四百二十円 一日につき五百五十円 一日につき四百二十円 一日につき三百十円	一日につき四百二十円 一日につき五百五十円 一日につき四百二十円 一日につき三百十円

備考 一 五 (略)	六	五	
	(略)	(略)	
	(略)	多床室	<p>イ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合（口に掲げる場合を除く。）一日につき三百八十円</p> <p>ロ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百八十円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合 一日につき零円</p>
	(略)	ユニット型個室	<p>一日につき四百三十円（基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合にあつては、一日につき零円）</p>

備考 一 五 (略)	六	五	
	(略)	(略)	
	(略)	多床室	<p>イ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百二十円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合 一日につき零円</p> <p>ロ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百二十円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合にあつては、一日につき零円）</p>
	(略)	ユニット型個室	<p>一日につき八百二十円</p>

(居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部改正)
第三十七条 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号)の一部を次の表のようにより改正する。

(傍線部分は改正部分)

一 適正な手続の確保

指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、
指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定
地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護
事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業者、指定介護予防通所リ
ハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養
介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅
介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活
介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護
医療院、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防
短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護
能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介
護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防
短期入所療養介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防
多機能型居宅介護事業所(以下「事業所等」という。)における居住、滞在及び宿泊並びに食事
の提供に係る契約(以下「契約」という。)の適正な締結を確保するため、次に掲げるところに
より、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たつては、利用者等(指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーショ
ン事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定地域密着型通
所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指
定複合型サービス事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護
事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者並びに指定介護老人
福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定地地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び
び入居者をいう。以下同じ。)又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前
に説明を行うこと。

八 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設
定及び変更に關し、運営規程(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百
十九条、第二百二十条、第二百二十二条、第二百三十三条の三の二、第二百三十五条の四、第二百三
十六条の五、第二百三十一条の六、第二百三十二条の八、第二百三十三条の八の二、第二百三
十四条、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十条の八、第二百四十
条の十、第二百四十条の十一、第二百四十条の二十四又は第二百四十条の二十五の規定に基づき、
都道府県知事又は市町村長に提出する運営規程をいう。)への記載を行うとともに事業所等の見
やすい場所に掲示し、かつ、ウェブサイトへの掲載を行うこと。

改

正

後

改

正

前

一 適正な手続の確保

指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、
指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医
療施設、介護医療院、指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指
定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事
業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、
指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介
護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション
事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、
指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防
介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、指定地域密着型通所介護事業所、
指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション
事業所、指定介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、
指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防
認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「事業所等」と
いう。)における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約(以下「契約」という。)の
適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たつては、利用者等(指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーショ
ン事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定地域密着型通
所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指
定複合型サービス事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護
事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者並びに指定介護老人
福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定地地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び
び入居者をいう。以下同じ。)又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明
を行うこと。

八 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設
定及び変更に關し、運営規程(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百
十九条、第二百二十条、第二百二十二条、第二百三十三条の三の二、第二百三十五条の四、第二百三
十六条の五、第二百三十一条の六、第二百三十二条の八、第二百三十三条の八の二、第二百三
十四条、第二百三十五条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十条の八、第二百四十
条の十、第二百四十条の十一、第二百四十条の二十四又は第二百四十条の二十五の規定に基づき、
都道府県知事又は市町村長に提出する運営規程をいう。)への記載を行うとともに事業所等の見
やすい場所に掲示を行うこと。

一 適正な手続の確保

指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、
指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医
療施設、介護医療院、指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指
定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事
業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、
指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介
護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション
事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、
指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防
認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「事業所等」と
いう。)における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約(以下「契約」という。)の
適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たつては、利用者等(指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーショ
ン事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定地域密着型通
所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指
定複合型サービス事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護
事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者並びに指定介護老人
福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定地地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び
び入居者をいう。以下同じ。)又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明
を行うこと。

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

- (i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）、ユニットに属しない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、口(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注13、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15及び注16並びに介護医療院サービスのイから(2)までの注14、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、口(1)から(4)までの注12、ハ(1)及び(2)の注11並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の表の介護保健施設サービスのイ及びロの注13並びに注14、介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注15及び注16、口(1)及び(2)の注12及び注13、ハ(1)から(3)までの注10及び注11並びに介護医療院サービスのイから(2)までの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用又は入所するものは除く。）並びにユニットに属しない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用又は入所するものは除く。）並びにユニットに属する居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用又は入所するもの光熱水費に相当する額

改 正 後
一 (略)
二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料
(1) 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

改 正 後
一 (略)
二 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料
(1) 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

改 正 後
一 (略)
二 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料
(1) 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

第三十八条 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後
一 (略)
二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料
(1) 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

改 正 後
一 (略)
二 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料
(1) 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

改 正 後
一 (略)
二 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料
(1) 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

- (i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）、ユニットに属しない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15及び注16、介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注15及び注16、口(1)及び(2)の注12及び注13、ハ(1)から(3)までの注10及び注11並びに介護医療院サービスのイから(2)までの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用又は入所するものは除く。）並びにユニットに属しない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用又は入所するものは除く。）並びにユニットに属する居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するもの光熱水費に相当する額

(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注17、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注14、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護保健施設サービスのイ及びロの注16及び注17並びに介護医療院サービスのイから(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注13、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15及び注16並びに介護医療院サービスのイから(3)までの注17並びに介護医療院サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護保健施設サービスのイ及びロの注16及び注17並びに介護医療院サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第一百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護保健施設サービスのイ及びロの注16及び注17並びに介護医療院サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第八十六号)附則第十二条に定める者(以下「従来型個室特例対象者」という。)が利用又は入所するもの(指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注7若しくはホ(1)から(7)までの注8、指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注8若しくは介護医療院サービスのイから(3)までの注9又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注6若しくはホ(1)から(6)までの注7の室料相当額控除(以下単に「室料相当額控除」という。)を算定していない介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)に属さない居室(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護短期入所生活介護事業所の居室に限る)及び療養室(介護老人保健施設、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所(室料相当額控除を算定しているものに限る。*(ii)において同じ*)の療養室に限る)のうち定員が二人以上のもの室料及び光熱水費に相当する額

(ii) ユニットに属さない居室等(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室及び介護老人保健施設、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所の療養室を除く。)のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用又は入所するもののうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用又は入所するもの光熱水費に相当する額

改 正 後

口 (略)
(2) (略)

口 (略)
(2) (略)

(厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正)
第三十九条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第百六十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第一

1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき) 84単位
注1・2 (略)

別表第一
1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき) 84単位
注1・2 (略)

短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、ロ(1)から(5)までの注14、ハ(1)から(3)までの注13及びホ(1)から(7)までの注13、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15及び注16並びに介護医療院サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注12、ハ(1)及び(2)の注11並びに介護医療院サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第八十六号)附則第十二条に定める者(以下「従来型個室特例対象者」という。)が利用又は入所するもの(指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注7若しくはホ(1)から(7)までの注8、指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注8若しくは介護医療院サービスのイから(3)までの注9又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注6若しくはホ(1)から(6)までの注7の室料相当額控除(以下単に「室料相当額控除」という。)を算定していない介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)に属さない居室(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る)及び療養室(介護老人保健施設、介護医療院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院である指定短期入所療養介護事業所若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所(室料相当額控除を算定しているものに限る。*(ii)において同じ*)の療養室に限る)のうち定員が二人以上のもの室料及び光熱水費に相当する額

改 正 前

口 (略)
(2) (略)

(ii) ユニットに属さない居室等(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室を除く。)のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用又は入所するものの光熱水費に相当する額

(厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正)
第三十九条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第百六十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第一

1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき) 84単位
注1・2 (略)

別表第一
1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費(1日につき) 84単位
注1・2 (略)

83単位

2 訪問介護	2 訪問介護
イ 身体介護が中心である場合	イ 身体介護が中心である場合
(1) 所要時間15分未満の場合 94単位	(1) 所要時間15分未満の場合 96単位
(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 189単位	(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位
(3) 所要時間30分以上 1時間30分未満の場合 <u>256単位</u> に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに <u>85単位</u> を加算した単位数	(3) 所要時間30分以上 1時間30分未満の場合 <u>262単位</u> に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに <u>87単位</u> を加算した単位数
(4) 所要時間 1時間30分以上の場合 <u>548卖位</u> に所要時間 1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに <u>36卖位</u> を加算した単位数	(4) 所要時間 1時間30分以上の場合 <u>561卖位</u> に所要時間 1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに <u>37卖位</u> を加算した単位数
ロ 生活援助が中心である場合	ロ 生活援助が中心である場合
(1) 所要時間15分未満の場合 48単位	(1) 所要時間15分未満の場合 49単位
(2) 所要時間15分以上 1時間未満の場合 <u>94卖位</u> に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに <u>48卖位</u> を加算した単位数	(2) 所要時間15分以上 1時間未満の場合 <u>96卖位</u> に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに <u>49卖位</u> を加算した単位数
(3) 所要時間 1時間以上 1時間15分未満の場合 214単位	(3) 所要時間 1時間以上 1時間15分未満の場合 219卖位
(4) 所要時間 1時間15分以上の場合 256卖位	(4) 所要時間 1時間15分以上の場合 262卖位
ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 85卖位	ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 87卖位
注 1～4 (略)	注 1～4 (略)
3 訪問入浴介護	3 訪問入浴介護
イ (略)	イ (略)
ロ 訪問入浴介護費のイの注1から <u>注10まで</u> 及びロから <u>チまで</u> については、適用しない。	ロ 訪問入浴介護費のイの注1から <u>注8まで</u> 及びロから <u>トまで</u> については、適用しない。
4・5 (略)	4・5 (略)
6 指定通所介護	6 指定通所介護
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から <u>注24まで</u> 及びニからトまでについては、適用しない。	ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から <u>注22まで</u> 及びニからトまでについては、適用しない。
7 (略)	7 (略)
8 指定福祉用具貸与 (1月につき)	8 指定福祉用具貸与 (1月につき)
イ (略)	イ (略)
ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から <u>注5まで</u> 及び <u>注7</u> については、適用しない。	ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から <u>注3まで</u> 及び <u>注5</u> については、適用しない。
9 指定地域密着型通所介護	9 指定地域密着型通所介護
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイからハまでの注1から <u>注26まで</u> 、 <u>注28</u> 及び <u>注29</u> 並びに <u>ニからトまで</u> については、適用しない。	ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロの注1から <u>注22まで</u> 、 <u>注24</u> 及び <u>注25</u> 並びに <u>ハからヘまで</u> については、適用しない。
10 指定認知症対応型通所介護	10 指定認知症対応型通所介護
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から <u>注20まで</u> 並びに <u>ハからヘまで</u> については、適用しない。	ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から <u>注18まで</u> 並びに <u>ハからヘまで</u> については、適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき）	<u>57単位</u>
注1・2 (略)	
2 指定訪問介護（1月につき）	
利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者	1,032単位
(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者	2,066単位
(3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）	3,277単位
3 指定通所介護（1月につき）	
利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。	
(1) 要支援1	1,511単位
(2) 要支援2	3,099単位
4 指定介護予防訪問入浴介護	
イ (略)	
ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注10まで及びロからトまでについては、適用しない。	
5～7 (略)	
8 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）	
イ (略)	
ロ 介護予防福祉用具貸与費の注1から注5まで及び注7については、適用しない。	
9 指定介護予防認知症対応型通所介護	
イ・ロ (略)	
ハ 介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注10の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。	
ニ 介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注13の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、1月につき180単位を加算する。	
ホ 介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注15の口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。	
ヘ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注19まで並びにハからヘまでについては、適用しない。	
10・11 (略)	

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき）	<u>56単位</u>
注1・2 (略)	
2 指定訪問介護（1月につき）	
利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者	1,057単位
(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者	2,115単位
(3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）	3,355単位
3 指定通所介護（1月につき）	
利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。	
(1) 要支援1	1,504単位
(2) 要支援2	3,084単位
4 指定介護予防訪問入浴介護	
イ (略)	
ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及びロからトまでについては、適用しない。	
5～7 (略)	
8 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）	
イ (略)	
ロ 介護予防福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しない。	
9 指定介護予防認知症対応型通所介護	
イ・ロ (略)	
ハ 介護予防認知症対応型通所介護費の注8の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。	
ニ 介護予防認知症対応型通所介護費の注11の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、1月につき180単位を加算する。	
ホ 介護予防認知症対応型通所介護費の注13の口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。	
ヘ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注17まで並びにハからヘまでについては、適用しない。	
10・11 (略)	

第四十条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を次の表のとおりに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
別表第一			別表第一		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 訪問入浴介護			3 訪問入浴介護		
イ (略)			イ (略)		
ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注10まで及びロから <u>ヘ</u> までについては、適用しない。			ロ 訪問入浴介護費のイの注1から注10まで及びロから <u>チ</u> までについては、適用しない。		
4 訪問看護			4 訪問看護		
イ～ニ (略)			イ～ニ (略)		
ホ イからニまでについては、訪問看護費のイからハまでの注1から <u>注16まで</u> 及び注18から注20まで並びにニからリまでについては、適用しない。			ホ イからニまでについては、訪問看護費のイからハまでの注1から <u>注12まで</u> 、注14及び注15並びにニからチまでについては、適用しない。		
5 指定訪問リハビリテーション（1回につき）			5 指定訪問リハビリテーション（1回につき）		
イ (略)			イ (略)		
ロ 訪問リハビリテーション費のイの注1から注11まで、注13及び注14並びにロからニまでについては、適用しない。			ロ 訪問リハビリテーション費のイの注1から注7まで、注9及び注10並びにロ及びハについては、適用しない。		
6 指定通所介護			6 指定通所介護		
イ・ロ (略)			イ・ロ (略)		
ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注24まで並びにニ及びホについては、適用しない。			ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注24まで並びニからトまでについては、適用しない。		
7 指定通所リハビリテーション			7 指定通所リハビリテーション		
イ (略)			イ (略)		
ロ 通所リハビリテーション費のイ及びロの注1から注24まで並びにハからヘまでは、適用しない。			ロ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から注22まで及びニからチまでは、適用しない。		
8 (略)			8 (略)		
9 指定地域密着型通所介護			9 指定地域密着型通所介護		
イ～ハ (略)			イ～ハ (略)		
ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイからハまでの注1から注26まで、注28及び注29並びにニ及びホについては、適用しない。			ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイからハまでの注1から注26まで、注28及び注29並びにニからトまでについては、適用しない。		
10 指定認知症対応型通所介護			10 指定認知症対応型通所介護		
イ・ロ (略)			イ・ロ (略)		
ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注20まで並びにハ及びニについては、適用しない。			ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注20まで並びにハからヘまでは、適用しない。		
別表第二			別表第二		
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 指定介護予防訪問入浴介護			4 指定介護予防訪問入浴介護		
イ (略)			イ (略)		
ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注10まで及びロからホまでについては、適用しない。			ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から注10まで及びロからトまでについては、適用しない。		

5 指定介護予防訪問看護 イ～ニ (略) ホ イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ及び口の注1から注13まで、注15から注17まで並びにハからトまでについては、適用しない。	5 指定介護予防訪問看護 イ～ニ (略) ホ イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ並びに口の注1から注10まで、注12及び注13並びにハからヘまでについては、適用しない。
6 指定介護予防訪問リハビリテーション（1回につき） イ (略) ロ 介護予防訪問リハビリテーション費のイの注1から注9まで及び注11から注13まで並びに口及びハについては、適用しない。	6 指定介護予防訪問リハビリテーション（1回につき） イ (略) ロ 介護予防訪問リハビリテーション費のイの注1から注6まで及び注8から注10まで並びに口及びハについては、適用しない。
7 指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき） イ (略) 削る	7 指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき） イ (略) ロ 介護予防通所リハビリテーション費のロの運動器機能向上サービス（ホにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、運動器機能向上加算として、1月につき203単位を加算する。
ロ 介護予防通所リハビリテーション費の二の栄養改善サービス（ニにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき180単位を加算する。	八 介護予防通所リハビリテーション費の二の口腔機能向上サービス（ニにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。
ハ 介護予防通所リハビリテーション費の二の口腔機能向上サービス（ニにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。	三 一体的サービス提供加算 480単位 注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第109号に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。
ホ イからニまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注1から注10まで及び口からヌまでについては、適用しない。	ホ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第109号に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 選択的サービス複数実施加算(I) 432単位 (2) 選択的サービス複数実施加算(II) 630単位
8 (略)	八 イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注1から注8まで及び口からワまでについては、適用しない。
9 指定介護予防認知症対応型通所介護 イ～ホ (略) ヘ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及び口の注1から注19まで並びにハからニまでについては、適用しない。	8 (略) 9 指定介護予防認知症対応型通所介護 イ～ホ (略) ヘ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及び口の注1から注19まで並びにハからヘまでについては、適用しない。
10・11 (略)	10・11 (略)

(厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部改正)
第四十一条 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年厚生労働省告示第二百六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	
				改
				正
別表				
1 基本夜間対応型訪問介護費(1月につき)				
注 (略)				
2 定期巡回サービス費(1回につき)				
注 (略)				
3 隨時訪問サービス費(I)(1回につき)				
注 (略)				
4 隨時訪問サービス費(II)(1回につき)				
注 (略)				

(介護保険法施行規則第二百四十九条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部改正)
第四十二条 介護保険法施行規則第二百四十九条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第二百六十七号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後		
				改	
				正	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
注 1 (略)					
2 右記研修の内容のうち、介護保険法第二百五十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したときは、それぞれ当該各号に掲げる他の介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。また、第一号、第六号、第八号及び第十一号の各号において、それぞれ当該各号内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、第九号及び第十号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。					
一～十一 (略)					
十三 施行規則第十四条第三号又は第四号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二条の十四第三号又は第四号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護					
(厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順の一部改正)					

(厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後		
				改	
				正	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
注 1 (略)					
2 右記研修の内容のうち、介護保険法第二百五十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したときは、それぞれ当該各号に掲げる他の介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。また、第一号、第六号、第八号及び第十一号の各号において、それぞれ当該各号内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、第九号及び第十号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。					
一～十一 (略)					
十三 介護療養型医療施設 施行規則第十四条第三号又は第四号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二条の十四第三号又は第四号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護					
(厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順の一部改正)					

(厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	前		
				改	
				正	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
注 1 (略)					
2 養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、指定介護療養型医療施設若しくは介護療養型医療施設又は軽費老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホームの従業者が、入所者又は入居者について、感染症又は食中毒の発生を疑つたときは、速やかに管理者又は施設長(以下「管理者等」という)に報告する体制を整えること。					
一～八 (略)					

(厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準の廃止)

第四十四条 厚生労働大臣が定める指定介護予防支援の委託に係る離島その他の地域の基準(平成十八年厚生労働省告示第四百八十四号)は、廃止する。

第四十五条 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（厚生労働大臣が定める中山間地域等の一部改正）

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」）と
いう。）の訪問介護費の注14、訪問入浴介護費の注8、訪問看護費の注8、訪問リハビリテーション
費の注4、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の
注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注4、指定居宅
介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）別表指
定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」）とい
う。）の居宅介護支援費の注1、注2及び注8、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に
関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付
費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」）という。）の定期巡回・隨時
対応型訪問介護看護費の注10、夜間対応型訪問介護費の注7、小規模多機能型居宅介護費の注
11及び複合型サービス費の注10、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表以
下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」）という。）の介護予防訪問入浴介護費の注8、
介護予防訪問看護費の注7、介護予防訪問リハビリテーション費の注4、介護予防居宅療養管
理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3
並びにホ(1)から(3)までの注3並びに介護予防福祉用具貸与費の注4、指定介護予防支援に要す
る費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）別表指定介護予防
支援介護給付費単位数表（以下「指定介護予防支援介護給付費単位数表」）という。）の介護予防
支援費の注6、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成
十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数
表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」）という。）の介護予防小規模
多機能型居宅介護費の注11並びに介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に
規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪
問型サービス費の注10の厚生労働大臣が別に定める地域

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）第二号のそ
の他の地域であつて、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域（平成二
十四年厚生労働省告示第百二十号）に規定する地域を除いた地域

木 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）第二号のぞの他の地域であつて、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）に規定する地域を除いた地域

別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注14、訪問入浴介護費の注8、訪問看護費の注8、訪問リハビリテーション費の注4、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、口(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注4、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費の注8、訪問リハビリテーション費の注4、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、口(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注2、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注10、夜間対応型訪問介護費の注7、小規模多機能型居宅介護費の注11及び複合型サービス費の注10、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十九号別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十八号別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十九号別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十八号別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十九号別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十九号別表指定介護予防小規模多機能型居宅介護費の注8並びに介護保険法施行規則第二百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪問型サービス費の注5の厚生労働大臣が別に定める地域

第四十六条 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を次の表のよう改正する。	改 正 後		
	一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注14、訪問入浴介護費の注8、訪問看護費の注10、訪問リハビリテーション費の注6、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、口(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注4、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。）の居宅介護支援費の注1、注2及び注8、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注10、夜間対応型訪問介護費の注7、小規模多機能型居宅介護費の注11及び複合型サービス費の注10、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問看護費の注9、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、口(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに介護予防福社用具貸与費の注4、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）別表指定介護予防支援介護給付費単位数表（以下「指定介護予防支援介護給付費単位数表」という。）の介護予防支援費の注6、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防小規模型居宅介護費の注11並びに介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪問型サービス費の注10の厚生労働大臣が別に定める地域	改 正 前	
リ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域	イチ （略）		

第四十六条 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を次の表のよう改正する。	改 正 後		
	一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注14、訪問入浴介護費の注8、訪問看護費の注10、訪問リハビリテーション費の注6、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、口(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注4、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。）の居宅介護支援費の注1、注2及び注8、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注10、夜間対応型訪問介護費の注7、小規模多機能型居宅介護費の注11及び複合型サービス費の注10、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問看護費の注9、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、口(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに介護予防福社用具貸与費の注4、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）別表指定介護予防支援介護給付費単位数表（以下「指定介護予防支援介護給付費単位数表」という。）の介護予防支援費の注6、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防小規模型居宅介護費の注11並びに介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪問型サービス費の注10の厚生労働大臣が別に定める地域	改 正 前	
リ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項の規定により公示された過疎地域	イチ （略）		

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）第二号のそ
の他の地域であつて、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域（平成二
十四年厚生労働省告示第百二十号）に規定する地域を除いた地域

イヽホ
(略)

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注15、訪問入浴介護費の注9、訪問看
護費の注11、訪問リハビリテーション費の注7、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、口
(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、通
所介護費の注9、通所リハビリテーション費の注8並びに福祉用具貸与費の注5、指定居宅介
護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注9、指定地域密着型サービス介護給付費単位
数表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費の注11、夜間対応型訪問介護費の注8、認知症対
応型通所介護費の注7、小規模多機能型居宅介護費の注12、複合型サービス費の注11及び地域
密着型通所介護費の注12、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護
費の注9、介護予防訪問看護費の注10、介護予防訪問リハビリテーション費の注7、介護予防
居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、口(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及
び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、介護予防通所リハビリテーション費の注4、介護予
防福祉用具貸与費の注5、指定介護予防支援介護給付費単位数表の介護予防支援費の注7、指
定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注7
及び介護予防小規模多機能型居宅介護費の注12並びに介護保険法施行規則第百四十条の六十三
の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費の注
11及び通所型サービス費の注4の厚生労働大臣が別に定める地域
次のいずれかに該当する地域

イヽヌ
(略)

第四十七条 厚生労働大臣が定める地域の一部改正

改 正 後

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注15、訪問入浴介護費の注9、訪問看
護費の注9、訪問リハビリテーション費の注5、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、口
(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、通
所介護費の注9、通所リハビリテーション費の注6並びに福祉用具貸与費の注5、指定居宅介
護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注9、指定地域密着型サービス介護給付費単位
数表の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注11、夜間対応型訪問介護費の注8、認知症対
応型通所介護費の注7、小規模多機能型居宅介護費の注12、複合型サービス費の注11及び地域
密着型通所介護費の注12、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護
費の注9、介護予防訪問看護費の注8、介護予防訪問リハビリテーション費の注5、介護予防
居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、口(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及
び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、介護予防通所リハビリテーション費の注2、介護予
防福祉用具貸与費の注5、指定介護予防支援介護給付費単位数表の介護予防支援費の注7、指
定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注7
及び介護予防小規模多機能型居宅介護費の注12並びに介護保険法施行規則第百四十条の六十三
の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費の注
11及び通所型サービス費の注4の厚生労働大臣が別に定める地域
次のいずれかに該当する地域

イヽヌ
(略)

(傍線部分は改正部分)

改 正 前

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別
表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注13、訪問入浴介護費の注7、訪問看護
費の注7、訪問リハビリテーション費の注3、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、口(1)か
ら(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに福祉
用具貸与費の注3、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省
告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注1、注2及び注
7、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示
第一百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随时対応型訪問介
護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注6、小規模多機能型居宅介護費の注10並びに複合型
サービス費の注9及びタ、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十
八年厚生労働省告示第一百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入
浴介護費の注7、介護予防訪問看護費の注6、介護予防訪問リハビリテーション費の注3、介護予防居
宅介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、口(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)

二(1)及び(2)の注2並びに本(1)から(3)までの注2並びに介護予防福祉用具貸与費の注3、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）別表指定介護予防支援介護給付費単位数表の介護予防支援費の注5、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注10並びに介護保険法施行規則第二百四十三条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表の訪問型サービス費の注9の厚生労働大臣が別に定める地域

第四十八条 厚生労働大臣が定める地域の一部を次の表のよう改正する。

一五

一
五
略

改 正 後	改 正 前
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注13、訪問入浴介護費の注7、訪問看護費の注9及び注16、訪問リハビリテーション費の注5、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、口(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに福祉用具貸与費の注3、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注1、注2及び注7、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注9、夜間対応型訪問介護費の注6、小規模多機能型居宅介護費の注10並びに複合型複合型サービス費の注9及びタ、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注7、介護予防訪問看護費の注8、介護予防訪問リハビリテーション費の注5、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、口(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに介護予防福祉用具貸与費の注3、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号）別表指定介護予防支援介護給付費単位数表の介護予防支援費の注5、指定地域密着型介護予防	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注13、訪問入浴介護費の注7、訪問看護費の注7、訪問リハビリテーション費の注3、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、口(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに福祉用具貸与費の注3、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注1、注2及び注7、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注9、夜間対応型訪問介護費の注6、小規模多機能型居宅介護費の注10並びに複合型サービス費の注9及びタ、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注7、介護予防訪問看護費の注8、介護予防訪問リハビリテーション費の注5、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、口(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに介護予防福祉用具貸与費の注3、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号）別表指定介護予防支援介護給付費単位数表の介護予防支援費の注5、指定地域密着型介護予防

(厚生労働大臣が定める一単位の単価の算定に関する基準) (平成十八年厚生労働省告示第百二十八号) 別表
第四十九条 厚生労働大臣が定める一単位の単価 (平成二十七年厚生労働省告示第九十三号) の一部を次の表のように改正する。
 (略)
 (厚生労働大臣が別に定める地域)

地域区分 一級地	サービス種類 (略)	改		
		正	後	
短期入所療養介護	第一 指定居宅サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第十九号) 第二号、指定地域密着型サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十六号) 第二号、指定居宅介護支援をする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十号) 第二号、指定施設サービス等をする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十一号) 第二号、指定介護予防サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十七号) 第二号、指定地域密着型介護予防サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十八号) 第二号及び指定介護予防支援をする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十九号) 第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価 (以下「一単位の単価」という。) は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行なう事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	一 第二号、指定地域密着型サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第十九号) 第二号、指定居宅介護支援をする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十六号) 第二号、指定施設サービス等をする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十号) 第二号、指定介護予防サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十七号) 第二号、指定地域密着型介護予防サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十八号) 第二号及び指定介護予防支援をする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十九号) 第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価 (以下「一単位の単価」という。) は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行なう事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	前	
千分の千九十九 (略)	割合 (略)			

地域区分 一級地	サービス種類 (略)	改		
		正	前	(傍線部分は改正部分)
短期入所療養介護	第一 指定居宅サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第十九号) 第二号、指定地域密着型サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十六号) 第二号、指定居宅介護支援をする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十号) 第二号、指定施設サービス等をする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十一号) 第二号、指定介護予防サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十七号) 第二号、指定地域密着型介護予防サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十八号) 第二号及び指定介護予防支援をする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十九号) 第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価 (以下「一単位の単価」という。) は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行なう事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	一 第二号、指定地域密着型サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第十九号) 第二号、指定居宅介護支援をする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十六号) 第二号、指定施設サービス等をする費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第二十号) 第二号、指定介護予防サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第二十一号) 第二号、指定地域密着型介護予防サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第二十七号) 第二号、指定地域密着型介護予防サービスをする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第二十八号) 第二号及び指定介護予防支援をする費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第二十九号) 第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価 (以下「一単位の単価」という。) は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行なう事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	前	
千分の千九十九 (略)	割合 (略)			

	二級地	三級地	
(略)	(略)	(略)	介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
(略)	(略)	(略)	短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス (削る) 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス (削る) 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

	二級地	千分の千七十二	（略）
（略）	短期入所療養介護 通所介護 （略）	（略）	（略）
（略）	介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	（略）	（略）
（略）	三級地		
（略）	介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	（略）	（略）
（略）	千分の千六十八	（略）	（略）

六級地	五級地	四級地
通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス (削る) 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
千分の千二十七	千分の千四十五	千分の千五十四

六級地	五級地	四級地
通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
千分の千二十七	千分の千四十五	千分の千五十四

二級地	(略)	地域区分	(略)		七級地	
(略)	東京都	都道府県	(略)	(略)	(略)	介護医療院サービス
(略)	調布市、町田市、狛江市、多摩市	地域	(略)	(略)	介護予防短期入所療養介護	認知症対応型共同生活介護
					介護予防特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

二級地	(略)	地域区分	(略)		七級地	
(略)	東京都	都道府県	(略)	(略)	(略)	認知症対応型共同生活介護
(略)	町田市、狛江市、多摩市	地域	(略)	(略)	(略)	地域密着型特定施設入居者生活介護

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

六級地		五級地		四級地		三級地	
千葉県 東京都 愛知県 神奈川県	千葉市、浦安市 八王子市、武藏野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稻城市、西東京市	千葉県 大阪府 守口市、大東市、門真市	千葉県 船橋市、成田市、習志野市	千葉県 相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、三浦市、海老名市	千葉県 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市	千葉県 船橋市、成田市、習志野市、浦安市	千葉市
栃木県 京都府 愛知県 神奈川県	千葉市、浦安市 八王子市、武藏野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稻城市、西東京市	千葉県 大阪府 守口市、大東市、門真市	千葉県 船橋市、成田市、習志野市	千葉県 相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、三浦市、海老名市	千葉県 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市	千葉県 船橋市、成田市、習志野市、浦安市	千葉市
(略) 宇都宮市、下都賀郡野木町	(略) 宇都宮市、下都賀郡野木町	(略) 京都府 京都市、長岡京市	(略) 千葉県 埼玉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、印旛郡栄町	(略) 千葉県 埼玉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市、印旛郡栄町	(略) 千葉県 埼玉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市、印旛郡栄町	(略) 千葉県 船橋市、成田市、習志野市、浦安市	(略) 千葉市
(略) 宇都宮市、下都賀郡野木町	(略) 宇都宮市、下都賀郡野木町	(略) 京都府 京都市	(略) 千葉県 埼玉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市、印旛郡栄町	(略) 千葉県 埼玉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市、印旛郡栄町	(略) 千葉県 船橋市、成田市、習志野市、浦安市	(略) 千葉市	(略) 千葉市

六級地		五級地		四級地		三級地	
千葉県 東京都 愛知県 神奈川県	千葉市 八王子市、武藏野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稻城市、西東京市	千葉県 大阪府 守口市、大東市、門真市	千葉県 船橋市、成田市、習志野市	千葉県 相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市、海老名市	千葉県 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市	千葉県 船橋市、成田市、習志野市、浦安市	千葉市 八王子市、武藏野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稻城市、西東京市
栃木県 京都府 愛知県 神奈川県	千葉市 八王子市、武藏野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稻城市、西東京市	千葉県 大阪府 守口市、大東市、門真市	千葉県 船橋市、成田市、習志野市	千葉県 相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市、海老名市	千葉県 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市	千葉県 船橋市、成田市、習志野市、浦安市	千葉市 八王子市、武藏野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稻城市、西東京市
(略) 宇都宮市、下都賀郡野木町	(略) 宇都宮市、下都賀郡野木町	(略) 京都府 京都市	(略) 千葉県 埼玉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市、印旛郡栄町	(略) 千葉県 埼玉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、印西市、印旛郡栄町	(略) 千葉県 船橋市、成田市、習志野市、浦安市	(略) 千葉市	(略) 千葉市

埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡松伏町	郡杉戸町、北葛飾郡松伏町	千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、袖ヶ浦市、白井市、印旛郡酒々井町	(略)	(略)	神奈川県	三浦市、秦野市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、中郡二宮町、愛甲郡清川村	(略)	(略)	愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、稻沢市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、西春日井郡豊山町、海部郡飛島村	(略)	(略)	京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡精華町	(略)	(略)	奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	(略)	(略)	群馬県	栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下都賀郡壬生町	(略)	(略)	群馬県	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、佐波郡玉村町	(略)	(略)	千葉県	木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、長生郡長柄町、長生郡長南町	(略)	(略)	神奈川県	足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町	(略)	(略)

一・二 (略)	改	正	後											
三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注8の厚生労働大臣が定める要件														
第五十条 (厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正)														
備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和六年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものではない。														
第五十一条 (厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成二十七年厚生労働省告示第九十四号))														
備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和三年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものではない。														
一・二 (略)	改	正	前											
三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める要件														

(傍線部分は改正部分)

三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のトの注の厚生労働大臣が定める者	三の二 指定居宅サービス介護給付費、単位数表の訪問介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者
イ 認知症専門ケア加算(I)を算定すべき利用者	イ 日常生活に支障を来すおそれのある状況又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者
周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者	周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者
ロ 認知症専門ケア加算(II)を算定すべき利用者	ロ 日常生活に支障を来すおそれのある状況又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者
認知症の者	認知症の者
三の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者	三の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者
イ 認知症専門ケア加算(I)を算定すべき利用者	イ 日常生活に支障を来すおそれのある状況又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者
周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者	周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者
ロ 認知症専門ケア加算(II)を算定すべき利用者	ロ 日常生活に支障を来すおそれのある状況又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者
認知症の者	認知症の者
三の四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のニの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者	三の四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のニの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。	イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
口 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。	口 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。
四一十三 (略)	四一十三 (略)
十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者	十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
(略)	(新設)
十五 (略)	十五 (略)
十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注15の厚生労働大臣が定める期間	十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
(略)	(略)
十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者	十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
(略)	(略)
十七一十九 (略)	十七一十九 (略)
二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注12の厚生労働大臣が定める利用者	二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注9の厚生労働大臣が定める利用者
二十の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注13の厚生労働大臣が定める利用者	二十の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注12の厚生労働大臣が定める利用者
(略)	(略)
二十の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注13の厚生労働大臣が定める利用者	二十の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注9の厚生労働大臣が定める利用者
次に掲げる基準に適合する利用者	次に掲げる基準に適合する利用者
イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。	イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

口 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。

二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注19の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注22の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十二の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注23の厚生労働大臣が定める利用者

連續して六十日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所（指定居宅サービス等基準第一百二十四条第三項各号に掲げる設備その他同項本文の規定により備えなければならない必要な設備及び備品等又は同条第四項若しくは第五項に規定する設備を利用する指定短期入所生活介護以外のサービスの提供を当該事業所において受けた場合を含む。）している利用者であつて、指定短期入所生活介護を受けているもの

二十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の二の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

二十三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びホ(1)から(7)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注11、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注10及びホ(1)から(7)までの注10の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13の厚生労働大臣が定める状態

(略)

二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(9)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(8)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注18の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十二の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める利用者

(新設)

二十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のハの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

二十三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2、ニ(1)から(4)までの注2及びホ(1)から(7)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注8、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)から(3)までの注7、ニ(1)から(4)までの注4及びホ(1)から(7)までの注7の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

二十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注10の厚生労働大臣が定める状態

(略)

二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(8)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)の注及びホ(9)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)の注、ロ(8)の注、ハ(6)の注及びホ(1)の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

二十八の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注10の厚生労働大臣が定める期間

(略)

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のトの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

三十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注6の厚生労働大臣が定める者

(略)

三十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費の注13の厚生労働大臣が定める状態

(略)

三十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注13の厚生労働大臣が定める区分

(略)

三十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注14の厚生労働大臣が定める状態

(略)

三十五の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費のチの注の厚生労働大臣が定める者

周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者

認知症専門ケア加算(II)を算定すべき利用者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者

三十五の二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者

認知症専門ケア加算(I)を算定すべき利用者

周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者

認知症専門ケア加算(II)を算定すべき利用者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者

三十五の二の三 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者

二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注4の厚生労働大臣が定める者

(略)

三十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注10の厚生労働大臣が定める状態

(略)

三十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注10の厚生労働大臣が定める区分

(略)

三十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注11の厚生労働大臣が定める状態

(略)

三十五の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費のトの注の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者

三十五の二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者

認知症専門ケア加算(I)を算定すべき利用者

周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者

認知症専門ケア加算(II)を算定すべき利用者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者

三十五の二の三 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護が必要とする認知症の者

二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)の注、ロ(8)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

三十五の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注17の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注18の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

三十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注11の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費の二の注1及び注2の厚生労働大臣が定める登録者

(略)

三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注イ 認知症加算(I)、(II)又は(III)を算定すべき利用者

(略)

四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のチの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のチの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

四十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のイの注9の厚生労働大臣が定める期間

(略)

四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の二の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十五の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注14の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

三十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注9の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費の二の注の厚生労働大臣が定める登録者

(略)

三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のチの注の厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者

(略)

四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヘの注の厚生労働大臣が定める者

(新設)

四十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヘの注の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

四十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の二の厚生労働大臣が定める者

(略)

三十五の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注14の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

三十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注9の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費の二の注の厚生労働大臣が定める登録者

(略)

三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のチの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヘの注の厚生労働大臣が定める者

(新設)

四十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヘの注の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

四十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の二の厚生労働大臣が定める者

(略)

四十三の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注¹⁵の厚生労働大臣が定める期間

(略)

四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注¹⁹の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）

(略)

四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注¹⁹の厚生労働大臣が定める者

(略)

四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注¹⁹の厚生労働大臣が定める者

(略)

四十六の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注²²の厚生労働大臣が定める特別食

(略)

四十七 指定地域密着型介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の力の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

四十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のレの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

四十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のツの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

五十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のナの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

五十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注¹⁵の厚生労働大臣が定める疾病等

(略)

五十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注¹及び注²の大蔵が定める登録者

(略)

五十三・五十四 (略)
五十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のヨの注の厚生労働大臣が定める状態

(略)

四十三の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注¹³の厚生労働大臣が定める期間

(略)

四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注¹⁷の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）

(略)

四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注¹⁷の厚生労働大臣が定める者

(略)

四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注²⁰の厚生労働大臣が定める者

(略)

四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヲの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

四十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の力の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

四十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のタの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

五十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注¹²の厚生労働大臣が定める疾病等

(略)

五十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注¹の厚生労働大臣が定める登録者

(略)

五十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のヨの注の厚生労働大臣が定める登録者

(略)

五十三・五十四 (略)
五十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のカの注の厚生労働大臣が定める状態

(略)

五十六 (略)
 五十六の二 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める期間

(略)

五十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注19の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

(略)

五十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注19の厚生労働大臣が定める者

(略)

五十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注22の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヨの注及びホの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヨの注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのレの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのソの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める特別食

(略)

五十六 (略)
 五十六の二 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める期間

(略)

五十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

(略)

五十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注20の厚生労働大臣が定める者

(略)

五十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注20の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヌの注の厚生労働大臣が定める療養食

(新設)

六十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのカの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのヨの注の厚生労働大臣が定める者

(新設)

六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める特別食

(略)

(新設)

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのワの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのカ(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

六十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのレの注1の厚生労働大臣が定める入所者

次のいずれかに該当する者

イ(一) (略)

ホ 慢性心不全が増悪した者

六十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのソの注の厚生労働大臣が定める者

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのツの注の厚生労働大臣が定める者

第四十一号の二に規定する者

七十一及び七十二 削除

七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのソの注の厚生労働大臣が定める者

第四十一号の二に規定する者

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのチの注及びリの注の厚生労働大臣が定める特別食

第十二号に規定する特別食

七十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのタの注の厚生労働大臣が定める療養食

七十四の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのツ(2)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

七十四の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのネの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのカ(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

六十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのヨの注1の厚生労働大臣が定める入所者

次のいずれかに該当する者

イ(一) (略)

ホ 慢性心不全が増悪した者

六十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのタの注の厚生労働大臣が定める者

(新設)

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのソの注の厚生労働大臣が定める機関

次のいずれかに該当する機関

イ 認知症疾患医療センター

ロ 認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注15、口(1)及び(2)の注12並びにハ(1)から(3)までの注10の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間に於いて、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院患者が選定する特別な病室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行つていない者

七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)の注、口(9)の注及びハ(10)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第三十三号に規定する療養食

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(4)の注及び口(12)の注の厚生労働大臣が定める者

第三十号に規定する者

七十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのカの注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

七十四の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのレ(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

七十四の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのソの注の厚生労働大臣が定める者

(略)